



宮 崎 県 公 報

令和元年6月17日(月曜日) 第13号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 1	
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“ ”) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(“ ”) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出(6件) ……(農村整備課) 3	
○土地改良区の定款変更の認可……………(“ ”) 6	

○入札公告……………6	
病院局公告	
○入札公告……………8	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について……………8	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………10	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………10	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………10	

告 示

宮崎県告示第80号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
とまと薬局日南店	日南市大字星倉4600番地3	平成31年4月1日
春光会記念病院	日南市大字星倉4600番1	令和元年5月1日
川原眼科	児湯郡新富町大字上富田3340番地1	令和元年5月1日

宮崎県告示第81号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4510312210	医療法人悠隆会西階クリニック	宮崎県延岡市野地町1丁目4070番地1	医療法人悠隆会	東京都中野区中野五丁目4番7号中野区温暖化対策推	令和元年5月1日	短期入所療養介護

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
とくとめクリニック	都城市上長飯町42号1番	平成31年4月30日
日南春光会病院	日南市園田1丁目4-2	平成31年4月30日
東病院	日南市南郷町東町8番地1	平成31年4月30日
イオン薬局都城店	都城市早鈴町1990番地	令和元年5月10日

宮崎県告示第82号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

				進オフィス3階		
4570302721	訪問介護事業所日豊福祉サービスおぬき	宮崎県延岡市大貫町4丁目1320番地1	株式会社日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町4丁目1320番地1	令和元年5月1日	訪問介護
4560990030	訪問看護ステーション 3rd Hand	宮崎県えびの市向江 630-1	株式会社絆人	熊本県人吉市九日町12番地	令和元年5月6日	訪問看護

宮崎県告示第83号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510312210	医療法人悠隆会西階クリニック	宮崎県延岡市野地町1丁目4070番地1	医療法人悠隆会	東京都中野区中野五丁目4番7号中野区温暖化対策推進オフィス3階	令和元年5月1日	介護予防短期入所療養介護
4560990030	訪問看護ステーション 3rd Hand	宮崎県えびの市向江 630-1	株式会社絆人	熊本県人吉市九日町12番地	令和元年5月6日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第84号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
日南市(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブックスミスミ都城店
都城市早水町4500
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社M i s u m i 代表取締役 岡恒憲
鹿児島県鹿児島市卸本町7番地20
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社M i s u m i 代表取締役 岡恒憲
鹿児島県鹿児島市卸本町7番地20
小売業者未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年2月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,110.846㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
店舗建物北側 124台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
店舗建物西側 39台
店舗建物東側 50台
合計 89台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物西側 27.0㎡

<p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗建物内西側 9.66㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 店舗建物北西側及び北東側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 令和元年5月31日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年6月17日から令和元年10月17日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和元年6月17日から令和元年10月17日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和元年6月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ宮崎花ヶ島 宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良 福島県郡山市朝日3-7-35 株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生</p>	<p>東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男 福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号 株式会社アイティー 代表取締役 池上武博 延岡市愛宕町3丁目37番 (変更後)ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤智治 福島県郡山市朝日3-7-35 株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生 東京都千代田区岩本町一丁目7番4号 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村浩司 福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号 株式会社アイティー 代表取締役 池上裕介 延岡市卸本町9番14号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更 平成30年6月22日 株式会社イエローハット 平成27年6月3日 株式会社アイティー</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更 平成30年6月28日 ゼビオ株式会社 平成31年4月1日 株式会社マツモトキヨシ九州販売 平成29年11月24日 株式会社アイティー</p> <p>5 変更する理由 小売業者の住所及び代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和元年6月4日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年6月17日から令和元年10月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和元年6月17日から令和元年10月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和元年6月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p>
---	--

役名	氏名	住所
理事	甲斐睦章	延岡市北川町長井5412

(任期：令和元年5月5日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	黒田剛郎	延岡市無鹿町1丁目2031番地96

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	栢木邦男	都城市高崎町前田5060番地1

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	岩崎数雄	都城市高崎町大牟田6197番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西諸土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	赤崎正一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地1
理事	宮原義久	小林市細野2879番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	井手敦巳	小林市野尻町三ヶ野山1209番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により

、大淀川右岸土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	丸目賢一	宮崎市田野町乙9303番地17
理事	戸敷正	宮崎市鶴島2丁目13番26号
理事	小倉輝弘	宮崎市清武町加納乙475番地1
理事	菊地庸裕	宮崎市田野町乙4271番地
理事	松山和孝	宮崎市田野町乙2045番地
理事	鍋倉一己	宮崎市田野町甲5381番地1
理事	佐伯逸男	宮崎市田野町甲9686番地4
理事	蛭原巖	宮崎市田野町乙666番地
理事	甲斐新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理事	野崎重光	宮崎市清武町船引3744番地38
理事	津田政博	宮崎市田野町甲12961番地イ号
理事	松田貞夫	宮崎市清武町加納丙1377番地1
理事	大久保利政	宮崎市清武町今泉甲2649番地1
理事	石山吉郎	宮崎市清武町今泉甲3768番地9
理事	坂元早雄	宮崎市清武町木原3254番地6
理事	黒田昭年	宮崎市清武町今泉甲4658番地2
理事	戸高博	宮崎市古城町長田5845番地
理事	戸高厚	宮崎市古城町長田5849番地
監事	波越宏之	宮崎市生目台西5丁目10番地7
監事	川越清一郎	宮崎市田野町乙4253番地
監事	野崎定政	宮崎市清武町船引1249番地

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	丸目 賢一	宮崎市田野町乙9303番地17
理事	戸 敷 正	宮崎市鶴島2丁目13番地26
理事	小倉 輝弘	宮崎市清武町加納乙 475番地1
理事	壹岐 富美雄	宮崎市大字小松2484-2
理事	菊地 庸裕	宮崎市田野町乙4271番地
理事	鍋倉 一己	宮崎市田野町甲5381番地1
理事	藤野 吉郎	宮崎市田野町乙1039番地
理事	津田 勝	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理事	川越 正則	宮崎市田野町乙 13167番地3
理事	長友 吉雄	宮崎市田野町乙9273番地
理事	甲斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理事	竹ノ内 健	宮崎市田野町甲2826番地1
理事	黒田 俊彦	宮崎市清武町今泉甲4676番地
理事	中畑 茂	宮崎市清武町今泉甲2681番地
理事	石山 吉郎	宮崎市清武町今泉甲3768番地9
理事	末吉 鉄男	宮崎市清武町今泉乙 443番地
理事	黒木 宗男	宮崎市清武町船引7306番地1
理事	小岩屋 正勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理事	戸高 博	宮崎市古城町長田5845番地
監事	波越 宏之	宮崎市生目台西5丁目10番地7
監事	松山 和孝	宮崎市田野町乙2045番地
監事	松田 貞夫	宮崎市清武町加納丙1377番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、石山土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	天神原 修	都城市高城町石山1135番地ロ
理事	川畑 博男	都城市高城町有水2887番地
理事	清水 三郎	都城市高城町石山 253番地
理事	黒肱 昭治	都城市高城町石山1694番地
理事	田畑 和美	都城市高城町石山1022番地1
理事	諏訪 敬治	都城市高城町石山2707番地
監事	中園 茂昌	都城市高城町石山1916番地
監事	川上一郎	都城市高城町石山2348番地3

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	天神原 修	都城市高城町石山1135番地ロ
理事	清水 三郎	都城市高城町石山 253番地
理事	中吉 幸一	都城市高城町石山2718番地4
理事	池澤 孝一	都城市高城町石山1596番地
理事	松木 幸治	都城市高城町石山1032番地
理事	川畑 博男	都城市高城町有水2887番地
監事	末広 義美	都城市高城町石山2388番地
監事	中園 茂昌	都城市高城町石山1916番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、綾川総合土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	白尾 道弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地2
理事	宇野 美志男	西都市大字下三財2540番地1

理事	黒木 透	東諸県郡国富町大字須志田 805番地 1
理事	中村 久雄	東諸県郡国富町大字八代南俣1916番地 1
理事	児玉 廣幸	西都市大字上三財 138番地 284
理事	三根 正則	東諸県郡国富町大字八代北俣1974番地28
理事	大西 猛己	東諸県郡国富町大字三名3957番地
理事	杉尾 重徳	西都市大字山田4284番地
理事	白山 義則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理事	松井 道生	東諸県郡綾町大字南俣2390番地 1
理事	金子 雄二	西都市大字上三財7476番地 2
理事	杉尾 林	西都市大字荒武3345番地 1
理事	赤池 克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理事	太田 武重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
監事	塩谷 交秋	西都市大字下三財1869番地
監事	阿久根 清見	東諸県郡綾町大字北俣1740番地 3
監事	木下 勝美	東諸県郡国富町大字八代南俣2766番地

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	白尾 道弘	東諸県郡国富町大字深年4803番地 2
理事	日高 登久	西都市大字下三財8558番地
理事	黒木 透	東諸県郡国富町大字須志田 805番地 1
理事	児玉 廣幸	西都市大字上三財 138番地 284
理事	三根 正則	東諸県郡国富町大字八代北俣1974番地28
理事	大西 猛己	東諸県郡国富町大字三名3957番地

理事	日高 康雄	西都市大字山田4672番地
理事	黒木 幸明	東諸県郡綾町大字南俣2524番地
理事	白山 義則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理事	宇野 美志男	西都市大字下三財2540番地 1
理事	杉尾 林	西都市大字荒武3345番地 1
理事	三浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地 1
理事	福田 誠	宮崎市佐土原町下那珂2953番地50
監事	武田 吉則	東諸県郡国富町大字須志田 410番地
監事	赤池 克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
監事	日高 敏幸	西都市大字荒武3460番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、黒沢津土地改良区(小林市)から平成31年4月1日付で申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年6月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 対面式セミセルフレジ 10台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和元年10月31日
- (4) 契約期間 令和元年11月1日から令和6年10月31日まで(60か月)
- (5) 納入場所
 - ア 宮崎県宮崎県税・総務事務所
 - イ 宮崎県宮崎県税・総務事務所課税第三課
 - ウ 宮崎県宮崎県税・総務事務所課税第三課軽分室
 - エ 宮崎県日南県税・総務事務所
 - オ 宮崎県都城県税・総務事務所
 - カ 宮崎県小林県税・総務事務所
 - キ 宮崎県高鍋県税・総務事務所
 - ク 宮崎県日向県税・総務事務所
 - ケ 宮崎県延岡県税・総務事務所
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該

金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者であること。
- (3) 対面式セミセルフレジの納品実績及び保守作業の実績のある者であること。
- (4) 入札への参加を希望する者が作成する技術提案書が、適正に対面式セミセルフレジの設置ができ、かつ、迅速に保守業務を遂行できると認められる内容であるとともに、円滑な現金収納業務のための機能を十分に備えた対面式セミセルフレジを納品できると認められる者であること。
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。

4 入札に要求される事項等

この入札に参加を希望する者は、次のとおり3の入札参加資格を証する書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和元年7月16日午後5時
ただし、入札書の受領期限までは随時受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認が入札に間に合わないことがある。
- (2) 提出場所 宮崎県総務部税務課企画管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7020
- (3) 提出書類に関し、本県から説明及び追加資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 提出書類に関するヒアリングを、日時及び場所を別途指定し実施する場合がある。この場合における提出書類の作成及びヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

5 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格を得るための申請の方法

上記3(2)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局

物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和元年6月17日から令和元年7月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部税務課企画管理担当
(2) 期間 令和元年6月17日から令和元年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総務部税務課企画管理担当
(2) 交付期間 令和元年6月17日から令和元年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)

8 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階入札室 宮崎市橋通東1丁目9番10号
(2) 日時 令和元年7月1日午後2時

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部税務課企画管理担当
(2) 提出期限 令和元年7月29日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階入札室
(2) 日時 令和元年7月30日午後2時

11 入札保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

14 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県総務部税務課企画管理担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書及び仕様書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of goods up for bid: Lease of Semi-

self-service cash registers (10resisters)

- (2) Deadline for tenders: 5:00pm, 29th July, 2019
- (3) Contact: Taxation Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government 1 - 10 - 2 Tachibana-dori-higashi, Miyazaki-city, 880-8501, JAPAN TEL: 0985-26-7020

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年6月17日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 人工心肺装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和元年9月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - カ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和元年6月28日までに県立宮

崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181
- (2) 期間 令和元年6月17日から令和元年7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 令和元年6月17日から令和元年7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 令和元年7月4日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院2階中会議室
- (2) 日時 令和元年7月5日午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cardiopulmonary bypass system, Iset
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 4 July, 2019
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5 - 30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和元年6月17日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1級	令和元年9月19日(木) 午前9時30分から午後5時頃までの間
	2級	令和元年9月18日(水) 午前9時30分から午後5時頃までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

令和元年7月16日(火)から7月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級の検定申請

者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受検資格認定書(1級の検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成31年4月13日現在次のとおりである。

令和元年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,372人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,822人

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成31年4月13日現在次のとおりである。

令和元年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区	111,004人
延岡市選挙区	34,593人
日南市選挙区	15,148人
小林市・西諸県郡選挙区	15,519人
日向市選挙区	17,059人
串間市選挙区	5,273人

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成31年4月15日現在次のとおりである。

令和元年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,370人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	214,813人

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成31年4月15日現在次のとおりである。

令和元年6月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

小林市・西諸県郡選挙区	15,517人
西都市・西米良村選挙区	8,944人
北諸県郡選挙区	6,894人
東諸県郡選挙区	7,578人
児湯郡選挙区	19,359人
東臼杵郡選挙区	7,962人